

令和元年度 支え合いの地域づくり推進モデル事業 報告書

社協名	平塚市社会福祉協議会
対象となる実践・テーマ ※いずれか1つに○をつける。	<ul style="list-style-type: none"> ①市町村社協の総合相談・生活支援機能の強化 ②市町村社協のボランティアセンター機能の強化（日常生活圏域等における住民主体の福祉活動、ボランティア・市民活動の推進） ③災害時支援を視野においた関係機関・団体との連携・協働の推進 ④地域福祉活動計画、社協発展・強化計画等の強化、充実 ⑤市町村域を越えた広域的取り組み及び支援の推進 ⑥その他（福祉施設との連携による地域福祉活動の推進等）
事業名	地域支え合いによる「高齢者の見守りサービスと任意後見」の調査検討
<p>事業の概要〔事業の目的・取組みの概要・成果や参加者の様子・今後の展望等〕</p> <p><u>1) 内容等</u></p> <p>高齢者の見守りや、任意後見等の財産管理サービスの実施に向けた課題整理・検討のため、次の内容の調査検討を行い、報告書に取りまとめた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①「ひらつかあんしんセンターあり方検討委員会」において、高齢者の見守りや、任意後見等の財産管理サービスの実施に向けた課題整理・検討をおこなった。 ②課題整理・検討にあたり「高齢者の見守りや、任意後見等の財産管理サービス」に関する有識者として 横浜商科大学商学部の亀井隆太准教授をアドバイザーに委嘱し、適宜、「ひらつかあんしんセンターあり方検討委員会」に参画いただくとともに、随時、助言をいただいた。 ③課題整理・検討の参考とするため、「高齢者の見守りや、任意後見等の財産管理サービス」について先行して取り組まれている埼玉県の越谷市社会福祉協議会を視察し、実施上の工夫や実施後に生じた課題等について情報収集を行った。 <p>令和元年度（2019年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> 7月23日 第1回ひらつかあんしんセンターあり方検討委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者の見守りや、任意後見等の財産管理サービスの概念整理、②越谷市社協視察に向けた調査項目の整理 10月7日 社会福祉法人越谷市社会福祉協議会視察 11月26日 第2回ひらつかあんしんセンターあり方検討委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ①高齢者の見守りや、任意後見等の財産管理サービスの運営フレーム・費用の検討、②高齢者の見守りや、任意後見等の財産管理サービスを担うために必要なスキル・人材育成の検討 2月25日 第3回ひらつかあんしんセンターあり方検討委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ①「報告書案」の検討、②事業化に向け次年度において整理検討すべき事項の検討 	

2) 成果や課題等

検討の結果、成果として、次のことが了解された。

本検討の対象事業は、地域全体で受け止める性質のものであるから、すべてを社会福祉協議会のみが担うものではないとの指摘があった。また、本取組の対象としては、高齢者のみではなく、家族の協力を得られない障がいのある方をも検討の対象とする必要性について意見があった。

特に、大切にしたいこととして、①単なるサービスの紹介・提供ではなく、「総合相談」であり、いわゆる「断らない相談支援」、②サービスの受け手を「支えられる側」としてのみでなく、つながりを創出する、「参加支援」と「地域づくりに向けた支援」、③権利擁護・意思決定支援の観点を確認した。

具体的に検討を進めるにあたっては、以下の点に留意することとした。

(1) 見守りサービス、「地域での交流の機会や居住地域に限定しないネットワークの創出」

- ・見守りサービスの内容（定期訪問、電話等による安否確認）
- ・地域での交流の機会の創出（既存の地域の団体等との連携）
- ・居住地域に限定しないネットワークの創出
（「県人会」、「同窓会」、「同好会」の設立・活動の間接的支援）
- ・互助会的な会員組織として定期的な集まりとする（物故者の追悼の要素を含む）

(2) 任意後見制度及びいわゆる「死後事務」

- ・いわゆる「将来型」＋「見守りサービス」による支援
※任意後見契約書作成に際し本人によりそった支援及びリーガルチェック等支援者側の法的なバックアップ体制の整備が必要
- ・特に、国の成年後見制度利用促進基本計画においても指摘されている「移行型任意後見契約」の問題解消のためには、任意後見制度の適切な実施体制を整えることが喫緊の課題となっており、取り組みが求められている。
- ・「死後事務」の内容
※「預託金」による場合（あらかじめ相当額の預託金が必要）と「少額短期保険」による場合（加入時の年齢制限や上限年齢がある）

(3) 遺言書の作成支援等

※遺言書作成に際し本人によりそった支援及びリーガルチェック等支援者側の法的なバックアップ体制の整備

※親族との関係性をどのように考慮するか/考慮するべきかに関して、遺言書の作成支援等については、法的なバックアップ体制の整備や親族との関係性をどのように考慮するか/考慮するべきかといった課題があることから、慎重な意見が少なからず出された。

3) 今後の展望等

今回の「地域支え合いによる「高齢者の見守りサービスと任意後見」の調査検討」を基に、令和4(2022)年度中の事業開始を目指す。令和2年度については、ニーズに対応した課題を整理することとし、具体的には、①個別課題の検証、②利用料以外の財源確保の検討、③支援者に必要なスキルの抽出について整理する。